○国土交通省告示第五百六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号の二の規定に基づき、準耐火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百五十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

第一第一号に次のように加える。

ニ　平成二十七年国土交通省告示第二百五十三号第一第一号ホに定める構造とすること。この場合において、同号ホ(1)(i)(一)中「四・五センチメートル」とあるのは「三・五センチメートル」と、同号ホ(1)(i)(二)中「六センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と読み替えるものとする。第三号ホにおいて同じ。

第一第二号に次のように加える。

ニ　平成二十七年国土交通省告示第二百五十三号第一第二号ニに定める構造とすること。この場合において、同号ニ(1)(i)中「四・五センチメートル」とあるのは「三・五センチメートル」と、「七・五センチメートル」とあるのは「六・五センチメートル」と、同号ニ(1)(ii)中「六センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と、「九センチメートル」とあるのは「七・五センチメートル」と読み替えるものとする。第四号ニ及び第五号ヘにおいて同じ。

第一第三号に次のように加える。

ホ　平成二十七年国土交通省告示第二百五十三号第一第一号ホに定める構造とすること。

第一第四号に次のように加える。

ニ　平成二十七年国土交通省告示第二百五十三号第一第二号ニに定める構造とすること。

第一第五号に次のように加える。

ヘ　平成二十七年国土交通省告示第二百五十三号第一第二号ニに定める構造とすること。

第三に次の一号を加える。

四　平成二十七年国土交通省告示第二百五十三号第三第四号に定める構造とすること。この場合において、同号イ(1)(i)中「四・五センチメートル」とあるのは「三・五センチメートル」と、同号イ(1)(ii)中「六センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と読み替えるものとする。

第五第一号に次のように加える。

ニ　構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）第二条、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）第二条又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）第二条に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下同じ。）を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(1)　当該屋根の接合部の構造方法が、次に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

(i)　接合部のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次の(一)又は(二)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(一)又は(二)に掲げる値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

(一)　構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板に使用する接着剤（(二)において単に「接着剤」という。）として、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はレゾルシノール・フェノール樹脂を使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが十二ミリメートル以上の場合に限る。）　二・五センチメートル

(二)　接着剤として、(一)に掲げるもの以外のものを使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが二十一ミリメートル以上の場合に限る。）　三センチメートル

(ii)　接合部にボルト、ドリフトピン、釘、木ねじその他これらに類するものを用いる場合においては、これらが木材その他の材料で防火上有効に被覆されていること。

(iii)　接合部に鋼材の添え板その他これに類するものを用いる場合においては、これらが埋め込まれ、又は挟み込まれていること。ただし、木材その他の材料で防火上有効に被覆されている場合においては、この限りでない。

(2)　当該屋根を有する建築物全体が、次に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

(i)　主要構造部である屋根のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、(1)(i)(一)又は(二)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(一)又は(二)に掲げる値の部分が除かれたときの残りの断面(ii)において「残存断面」という。）について、令第八十二条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。

(ii)　(i)によって計算した長期応力度が、残存断面について令第九十四条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。

(3)　取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百六十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十四条の規定に基づき、作業規程の準則（平成二十年国土交通省告示第四百十三号）の一部を改正したので、その関係書類は、国土交通省国土地理院（茨城県つくば市北郷一番）に備え置いて閲覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

○国土交通省告示第五百六十六号

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第四十八号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人海上技術安全研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準の一部を改正する等の告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

独立行政法人海上技術安全研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準の一部を改正する等の告示

（独立行政法人海上技術安全研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準の一部改正）

第一条　独立行政法人海上技術安全研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年国土交通省告示第千四百一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

第一条中「独立行政法人海上技術安全研究所」を「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所」に改める。